

税 務

定期同額給与改定で初の裁決事例

経常利益の6%減少のみでは業績悪化改定事由に該当しないと判断

要 約

- 平成18年改正後、定期同額給与の改定が争点とされた初の裁決事例で請求人の主張が棄却。
- 請求人は、経常利益が対前年比6%減少している状況は、業績悪化改定事由に該当すると主張。
- 審判所は、やむを得ず減額せざるを得ない事情なく業績悪化改定事由に該当しないと判断。

本事案は、請求人が、決算月の2か月前において経常利益が対前年比6%減少している状況から、代表取締役給与を事業年度途中で減額改定したことに対し、原処分庁が、当該減額改定は業績悪化改定事由に該当せず、減額前各月の支給額のうち減額後の各月の支給額を超える部分の金額は損金の額に算入できないとして更正処分を行ったもの。審査請求で、請求人は、経常利益対前年6%減少を理由とする減額改定は業績悪化改定事由に該当すると主張している。

事業年度中途での給与改定が業績悪化改定事由に該当するか否かについて、審判所は、定額で支給されていた役員給与の額を減額せざるを得ないやむを得ない事情が存するかどうかにより判定することになり、法基通9-2-13が、「一時的な資金繰りの都合や単に業績目標値に達しなかったことなどはこれに含まれない」としていること

は、法人税法における役員給与のし意的な支給を排除するという趣旨に沿うとした。

そのうえで、本事案については、以下の点から、請求人の減額改定は、単に業績目標値に達しなかったということに過ぎないものと評価するのが相当であり、法令69条1項1号ハに規定する業績悪化改定事由には該当しないと判断している。

(1)経常利益の対前年割合が94.2%と若干下落があるものの著しい悪化というほどのものではないこと、(2)本件事業年度およびその前6事業年度において、本件事業年度の最終的な売上高が最高額であり、経常利益も2番目に高いものであって、その前6事業年度と比較して遜色のない業績であること、(3)取締役会による代表取締役Aの給与減額は、A自らの申出に基づき経常利益が設定した業務目標に達しなかったことを理由としてなされたもので、請求人の業績が著しく悪化したことを理由とするものではないこと等からすれば、経常利益が対前年割合で6%減少したことのみをもって、本件事業年度の中途において経営の状況の著しい悪化や業績悪化が原因でやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情にあったと認めることはできない。

なお、本事案は、役員給与の大改正が行われた平成18年度改正後、定期同額給与の改定が争点とされた初の裁決事例となる。